令和2年3月

太田市外三町広域清掃組合議会定例会

会 議 録

太田市外三町広域清掃組合

令和2年3月太田市外三町広域清掃組合議会定例会会議録

令和 2年 3月23日(月曜日)

1 出席議員

	1番	石井	‡ (トろみ	ょつ	議員	2	2番	前	田	純	也	議員
	3番	矢	部	伸	幸	議員	5	5番	木	村	康	夫	議員
	6番	久伢	田		俊	議員	7	7番	小	沢	泰	治	議員
	8番	神	谷	長	平	議員	S) 番	JII	島		広	議員
]	0番	塚	田	義	_	議員	1 1	番	須	田	敏	彦	議員
]	2番	髙	橋	祐	$\stackrel{-}{\longrightarrow}$	議員							

2 欠席議員

4番 斎藤光男議員

3 説明のために出席した者

管 理	者	凊	水	聖	義	副管理者	村	山	俊	明
副管理	者	金	子	正	_	副管理者	高	橋	純	_
会計管理	里者 ?	金	谷	修	_					
局	長 :	青	木	_	男	副局長	城	代	秀	_

4 事務局出席者

議会事	務局長	吉	田		稔						
参	事	白	石	昌	巳	課	長	田	島	幸	_
係長	代理	横	Щ		渡	係長何	代理	畄	部	智	康
主	任	武	内	_	也						

議 事 程(第1号)

令和 2年 3月25日 午後3時15分 開議 太田市外三町広域清掃組合議会議長 久保田 俊

会議に付した事件及び順序

- 第 1 会期の決定
- 第 2 会議録署名議員の指名
- 第 3 議案第 1号 令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算 (第2号) について
- 第 4 議案第 2号 令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について
- 第 5 議案第 3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について
- 第 6 議案第 4号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会設置条例の廃止に ついて
- 第 7 議案第 5号 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の勤務時間、 休暇等に関する条例の制定について
- 第 8 議案第 6号 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の給与及び 費用弁償に関する条例の制定について

◎開 会

午後3時15分開会

○議長(久保田俊) これより、令和2年3月太田市外三町広域清掃組合議会定例会を開会致します。

◎開 議

○議長(久保田俊) これより本日の会議を開きます。

◎日程の報告

○議長(久保田俊) 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布申し上げたと おりであります。その順序により会議を進めたいと思いますのでご了承願います。

◎会 期 の 決 定

- ○議長(久保田俊) 始めに日程第1、会期の決定を議題と致します。今、定例会の会期は、本日1日と致したいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」)の声)
- **〇議長(久保田俊)** ご異議なしと認めます。 よって会期は本日1日と決定致しました。

◎会議録署名議員の指名

○議長(久保田俊) 次に、日程第2、会議録署名議員の指名を行います。 会議録署名議員は、組合議会会議規則第61条の規定により、議長において2 番、前田純也議員、3番、矢部伸幸議員を指名致します。

◎議 案 上 程

「議案第1号 令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算(第2号)について」

○議長(久保田俊) 次に日程第3、議案第1号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

〇議長(久保田俊) 青木局長。

○組合局長(青木一男) 議案第1号 令和元年度太田市外三町広域清掃組合補 正予算(第2号)について、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊の令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正予算書及び補正予算 に関する説明書(3月補正)の1ページをお開き下さい。

本ページにおきましては、令和元年度太田市外三町広域清掃組合一般会計補正 予算の歳入歳出予算の補正、継続費の補正及び地方債の補正について定めたもの でありまして、歳入歳出それぞれ155億9千679万8千円を増額し、歳入歳 出予算の総額をそれぞれ、187億5千649万8千円とするものでございます。

第2条の継続費の補正及び第3条の地方債の補正につきましては、別表に内容 が記載してありますので、4ページをお開きください。

第2表の継続費の補正につきましては、インフレスライドに対応するため、総額を240億4千533万7千円から252億3千433万7千円に増額変更し、後ほどご説明致します補正内容に併せ、令和元年度及び令和2年度の年割額について、変更するものでございます。

次に、第3表地方債補正でありますが、事業執行見込みにあわせまして、今年度の補正前限度額16億7千170万円を補正後限度額112億7千170万円に増額するものでございます。

続きまして、5ページからは歳入歳出補正予算の事項別明細書となりますが、 5ページには歳入を、6ページ、7ページには歳出をそれぞれ款別に記載してありますので、款全体はこちらでご確認願います。

まず、歳入についてですが、8ページをお開きください。

1 款 1 項 1 目市町村負担金ですが、ごみ焼却施設建設事務費及び事業費について、決算見込みに伴い 4 6 0 万 2 千円を減額し、 5 億 2 7 0 万 4 千円とするものでございます。

続きまして、2款2項1目衛生手数料につきましては、現時点における実績を 勘案し、140万円を増額し2千354万5千円とするものでございます。 続きまして、3款2項1目衛生費国庫補助金につきましては、国の補正予算第 1号による循環型社会形成推進交付金の追加内示により、60億円を増額し68 億1千111万5千円とするものでございます。

続きまして、7款1項1目事業債につきましては、交付金の追加内示に伴い、 事業費の起債部分について96億円を増額し、112億7千170万円とするも のでございます。

次に、10ページをお開きください。

歳出でございますが、2款1項1目一般管理費につきましては、11ページ上段の説明にあります、2節給料、3節職員手当等、4節共済費について、新炉建設を担当している施設整備課再任用職員の1名減により、それぞれの費用について減額をするものでございます。なお、7節賃金は、4月からの会計年度任用職員制度創設に伴い、現在雇用している嘱託職員の退職手当相当賃金と致しまして、205万8千円を増額するものでございます。

続きまして、3款1項2目ごみ処理施設整備計画支援事業費につきましては、 13節委託料について、新炉建設の建物によるテレビ電波障害に対応するため、 118万円を計上するものでございます。

続きまして、3目ごみ処理施設整備事業費につきましては、15節工事請負費 について、工事量を勘案し、156億円を増額とするものでございます。

続きまして、4款1項2目利子につきましては、前払い金等の支出に対応する ための一時借入金利子ですが、最終1回払いとなりましたので、新炉の償還利子 を残し、一時借入金利子の全額319万2千円を減額するものでございます。

以上が歳入歳出の主な内容でございます。

なお、12ページ以降には、給与費明細書、継続費並びに地方債に関する調書 を添付致しましたのでご確認ください。

以上、議案第1号につきまして提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しく ご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田俊) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありせんか。

(「なし」)の声)

○議長(久保田俊) 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(举 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第2号 令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算について」

○議長(久保田俊) 次に日程第4、議案第2号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

〇議長(久保田俊) 青木局長。

○組合局長(青木一男) 議案第2号 令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

別冊令和2年度太田市外三町広域清掃組合一般会計予算書及び予算に関する説明書の1ページをお開きください。

本ページにおきましては、令和2年度太田市外三町広域清掃組合の歳入歳出予算を始め、地方債並びに一時借入金について定めたもので、第1条では、歳入歳出予算の総額をそれぞれ62億2千91万8千円とするものでございます。

また、第2条の地方債につきましては、地方債の目的、限度額、方法、利率及

び償還の方法について定め、第3条では、一時借入金の最高額を、40億円と定めるものでございます。

次に、2ページには歳入の総括を、3ページには歳出の総括をそれぞれ款項別 に記載致しましたので、ご確認願います。

次に、4ページの第2表につきましては、地方債の限度額を28億1千300 万円とするものでございます。

続きまして、歳入歳出予算を事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページ及び9ページをご覧ください。始めに歳入でございますが、1款1項1目市町村負担金合計24億7千518万5千円は、各構成市町の負担金でありまして、内訳は、太田市17億2千545万1千円、千代田町1億5千209万6千円、大泉町3億6千465万1千円、邑楽町2億3千298万7千円を計上したものでございます。

次に、2款1項1目リサイクルプラザ使用料につきましては、研修室等の使用料でございまして、存目計上致したものでございます。

2項1目衛生手数料2千357万4千円につきましては、リサイクルプラザに搬入される不燃ごみ、粗大ごみ等の廃棄物処理手数料を計上したものでございます。

次に、3款2項1目衛生費国庫補助金5億6千568万5千円につきましては、ごみ処理施設整備事業に伴う循環型社会形成推進交付金を計上したものでございます。なお、前年度と比較して2億4千543万円の減額となっている要因につきましては、3月補正予算でも説明しましたが、令和元年度に国からの交付金の追加内示があったことを踏まえ減額計上したものでございます。

次に、4款1項1目繰入金2億7千800万円につきましては、財政調整基金からの繰入金でありまして、新炉に係る経費等が増額となったことを踏まえ、構成市町の負担軽減を図るために計上したものでございます。

5款1項1目繰越金100万円につきましては、前年度繰越金で前年度と同額 を計上したものでございます。

続きまして10ページ及び11ページをご覧ください。

6款1項1目雑入合計額6千447万3千円につきましては、1節資源化物売 払収入が鉄やアルミ等のが売却単価の下落により前年度予算額に対し減額となり ますが、6千427万3千円を計上致しました。また、2節は、自転車や家具等 の再生品売払収入としまして18万円を見込み、3節の雑入2万円は、会計年度 任用職員の雇用保険料個人負担分を見込んだものでございます。

7款1項1目事業債につきましては、冒頭の第2表地方債でご説明申し上げま した金額28億1千300万円を計上致しました。 続きまして、歳出予算についてご説明申し上げます。

12ページ及び13ページをご覧ください。

1款1項1目議会費合計額25万6千円につきましては、組合議会運営に係る 事務的経費について、前年度と同額を計上したものでございます。

2款1項1目一般管理費合計額1億1千522万5千円につきましては、13ページ及び14ページになりますが、委員報酬及び会計年度任用職員費用弁償、職員の人件費、消耗品や光熱水費等の需用費、損害保険等の役務費、再生品補修業務委託費等の委託料、事務用備品購入費等を計上したものでございます。

14ページ中段からの3款1項1目清掃事業費合計額8億1千762万6千円につきましては、リサイクルプラザ運営に係る経費でありまして、作業用車両の点検整備費等の需用費、リサイクルプラザ運転管理業務や残渣処分に係る委託料等ごみ処理に係る各種業務委託料等を計上したもので、前年度に対して増額となっている要因につきましては、事務棟や工場棟の外壁補修工事等の大規模工事を予定しているものでございます。

2目ごみ処理施設整備計画支援事業費合計額1千95万3千円につきまして は、5か年環境アセス事後調査委託料のうち令和2年度分、テレビ電波障害対策 委託料及び下水道受益者負担金を計上したものでございます。

次に16ページ及び17ページをご覧ください。

3目ごみ処理施設整備事業費合計額52億4千159万8千円につきましては、建設事業が最終年度になることを踏まえ、工事実績を勘案し、事業に係る設計・施工監理業務委託料及び工事請負費について、計上したものでございます。

次に、4款1項2目利子3千426万円につきましては、内訳と致しまして、 起債に係る利子として277万5千円を計上し、また、工事前払金が発生した場 合の一時借入金利子として3千148万5千円を計上したものでございます。

また、5款1項1目予備費として前年度同様の100万円を計致しました。

なお、18ページから25ページには、給与費明細書、26ページ、27ページには継続費を、28ページには地方債に関する調書をそれぞれ添付致しましたので後ほどご覧いただきたいと思います。以上、議案第2号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田俊) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありせんか。

(「なし」)の声)

〇議長(久保田俊) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切り

ます。

◎討 論(終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第3号 群馬県市町村公平委員会の設置について」

○議長(久保田俊) 次に日程第5、議案第3号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長举手)

- 〇議長(久保田俊) 青木局長。
- **○組合局長(青木一男)** 議案第3号 群馬県市町村公平委員会の共同設置について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の2ページをご覧ください。

本案は、令和2年4月1日から、群馬県内の市町村、一部事務組合及び広域連 合の効率的な公平委員会を運営するため、本組合を含む渋川市外33団体が、群 馬県市町村公平委員会を共同設置することについて関係団体と協議したいので、 地方自治法第252条の7第3項において準用する同法第252条の2の2第3 項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

内容と致しましては、第1条は、共同して公平委員会を設置する団体について、第2条は、公平委員会の名称について、第3条は、執務場所について、第4条は、委員について、第5条は、事務職員について、第6条は、経費の負担について、第7条は、補則について定めるものであります。

なお、附則につきましては、この規約の施行日を令和2年4月1日からとし、 現在の関係団体の公平委員会に係る経過措置をあわせて設けるものでございま す。

以上で議案第3号につきまして、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田俊) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」)の声)

○議長(久保田俊) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(举 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第4号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会設置条例の廃止について」

○議長(久保田俊) 次に日程第6、議案第4号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

- 〇議長(久保田俊) 青木局長。
- **○組合局長(青木一男)** 議案第4号 太田市外三町広域清掃組合公平委員会設置条例の廃止について、提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の6ページをご覧ください。

本案は、本組合を含む渋川市外33団体による群馬県市町村公平委員会の共同 設置に伴い、既設の太田市外三町広域清掃組合公平委員会を廃止するため、条例 の廃止をしようとするものです。

内容と致しましては、本則におきまして、本条例を廃止するものでございます。 なお、附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日からとし、 太田市外三町広域清掃組合特別職の職員の報酬、費用弁償等に関する条例の関係 規定の改正を行うものでございます。

また、参考に太田市外三町広域清掃組合条例新旧対照表を添付致しましたので、後ほどご覧いただきたいと思います。

以上、議案第4号について提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田俊) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありせんか。

(「なし」)の声)

○議長(久保田俊) 別に、質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(举 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第5号 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇 等に関する条例の制定について」

○議長(久保田俊) 次に日程第7、議案第5号を議題と致します。

◎提案理由の説明

〇議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

〇議長(久保田俊) 青木局長。

○組合局長(青木一男) 議案第5号 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の7ページをご覧ください。

本案は、地方公務員法及び地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴い、特別職の任用及び臨時的任用の厳格化と一般職の非常勤職員である会計年度任用職員に関する任用等の制度が明確化されたことから、会計年度任用職員の勤務時間、

休暇等について定める条例を制定するものでございます。

内容と致しましては、第1条では、この条例の趣旨を定めるものであります。 第2条では準用規定を、第3条では管理者による委任を定めるものでございま す。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日からとする ものでございます。

以上で議案第5号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご 審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田俊) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」)の声)

○議長(久保田俊) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切ります。

◎採 決

○議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎議 案 上 程

「議案第6号 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の給与及び費用弁 償に関する条例の制定について」 ○議長(久保田俊) 次に日程第8、議案第6号を議題と致します。

◎提案理由の説明

○議長(久保田俊) 朗読を省略し、ただちに理事者から提案理由の説明を求めます。

(青木局長挙手)

〇議長(久保田俊) 青木局長。

○組合局長(青木一男) 議案第6号 太田市外三町広域清掃組合会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の制定について提案理由のご説明を申し上げます。

議案書の8ページをご覧ください。

本案は、会計年度任用職員の給料、報酬及び諸手当並びに費用弁償について定める条例を制定するものでございます。

内容と致しましては、第1条では、この条例の趣旨を定めるものであります。 第2条では準用規定を、第3条では管理者による委任を定めるものでございま す。

なお、附則につきましては、この条例の施行日を令和2年4月1日からとする ものでございます。

以上で議案第6号について、提案理由のご説明を申し上げましたが、宜しくご 審議の上、ご賛同賜りますようお願い申し上げます。

○議長(久保田俊) これより質疑に入ります。

只今の説明に対し、ご質疑ありませんか。

(「なし」) の声)

○議長(久保田俊) 別に、ご質疑もないようですから、以上で質疑を打ち切ります。

◎討 論(終局)

○議長(久保田俊) これより討論に入ります。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(久保田俊) 別に、討論もないようですから、以上で討論を打ち切りま

す。

◎採 決

〇議長(久保田俊) これより採決致します。

本案を原案のとおり、可決することに賛成の方は、挙手願います。

(挙 手 全 員)

○議長(久保田俊) 挙手全員。よって本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長(久保田俊) 以上をもちまして、今、定例会の議事全てを終了致しましたので、これをもって閉会と致します。大変ありがとうございました。

午後3時35分閉会

地方自治法第123条第2項及び太田市外三町広域清掃組合議会会議規則 第61条の規定により、ここに署名する。

太田市外三町広域清掃組合議会議長

久保田 俊

太田市外三町広域清掃組合議会議員

前田純也

太田市外三町広域清掃組合議会議員

矢 部 伸 幸